

箱いぢみの類を釣る、しまひよ鳥を放すときは、巣ざるを其下へ釣る、夜も戸なし、野に住心にておく時は、子もかへり能、子數も多く、古鳥とても隨分かまひなく子出來る也、右の庭籠にしてより、へき鳥も先年子かへし、隨分育てたり、へき鳥の巣は、十姉妹におなじ、子餌立もやはり文鳥十姉妹同様なり、子巢立ても赤黒き物也、朝鮮面白も此庭籠にして、年々巣をなしたり、愚案の傳なり、

〔元祿萬買物調方記〕と 大坂之分 鳥かごや 二丁目町 かこや 治兵衛

〔人倫訓蒙圖彙四〕小鳥や 諸の飼鳥を商、其外鶯鶲等の鳴鳥を持ば、諸方の鳥に音付をする也、〔我衣〕諸鳥前々ハ縁類方ヨリ鳥ヲ送レバ問屋仕タリ、元文二年ノ比ヨリ、鳥屋十間ニ極メ、其外ニテ賣買曾テ不致、諸買上、右十間問屋ニテ調ル、手形取テ來ル、

鳥店、カヤバ町裏通リ、薬師ノ側ノ方ニ七八軒アリ、瀬戸物町二丁目ノ横町、麴町、神田須田町ニモアリシガ、十軒ニキワマリ、後小田原町へ引ク、

〔元祿萬買物調方記〕と 京之分 鳥や にしきのかうち と 江戸之分 鳥や 本兩がへ
町 と 大坂之分 鳥や 備後町一丁め

〔享保集成絲綸錄二十〕享保三戌年七月

覺略○中

一於江戸鳥商賣仕候儀、三ヶ年之內は町中に鳥問屋、十人相極、雁鴨は不及言、小鳥飼鳥に至迄、右之者之外に而は、鳥商賣仕間敷候、且又相極十人之者、御鳥見判鑑を申受、十人之者添判致、鳥差越候者方へ渡置、鳥數之儀は、其在々の名主より證文相添可申候、右判鑑并證文無之鳥一切商賣仕間敷候事、

但御鳥見并野廻り之者共も、鳥を持出候者に出合候は、相改、若判鑑持不申者在之候は、